

行政コスト計算書について

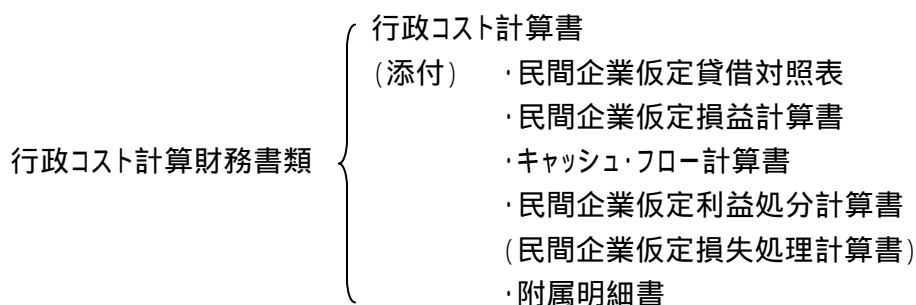
1 行政コスト計算書の体系

行政コスト計算書とは、説明責任、透明性の観点から、阪神高速道路公団(以下「阪神公団」という。)の特性を捨象し、阪神公団が民間企業として活動を行っているとは仮定した場合の財務書類です。

まず、「企業会計原則」に準拠した会計処理による仮定貸借対照表、仮定損益計算書等を作成し、仮定損益計算書に計上された費用から自己収入を控除し、これに政府出資金等に係る機会費用を加算して、行政コストを算出しています。

なお、行政コスト計算財務書類は、阪神公団の法定財務諸表と並列的に作成すべきものとされています。

[行政コスト計算書の体系]



2 民間企業仮定財務諸表について

阪神公団では、平成17年8月12日に民間企業の会計原則に準拠して作成した財務諸表(再調達原価方式)を公表しており、行政コスト計算書の作成にあたっては、この民間企業並財務諸表を行政コスト計算財務書類における民間企業仮定財務諸表として整理しています。

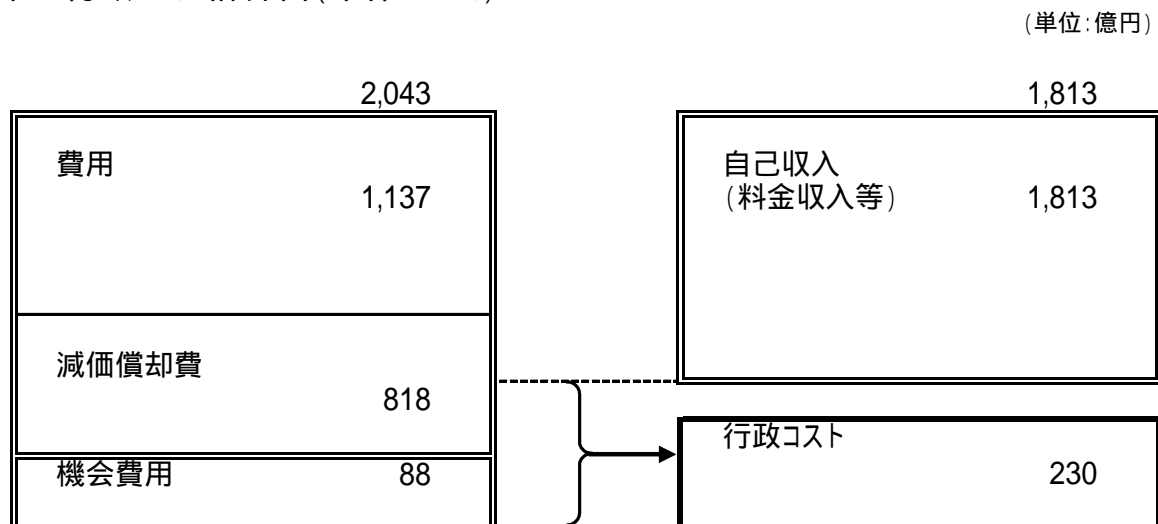
主な計数は以下のとおりです。

・ 資本計(貸借対照表)	1,620億円
・ 当期損失(損益計算書)	142億円
・ 営業活動によるCF(キャッシュ・フロー計算書)	705億円

3 行政コストの算出

民間企業仮定損益計算書に計上された費用から自己収入を控除し、これに政府出資金等に係る機会費用を加算して、行政コストを算出しています。

図1 行政コスト計算書(単体ベース)



- (注1) 機会費用:政府等出資金残高に10年もの国債の利回りを乗じたコスト など
(注2) 単位未満四捨五入のため、合計と端数において合致しない場合があります。

上記のとおり、減価償却費を含む費用に機会費用を加えた額は、自己収入を上回っており、平成16年度の阪神公団の行政コストは、230億円となっています。

阪神公団は、湾岸線等大規模の建設投資(平成5年～10年度に63.3kmを供用)を近年に行ったこともあり、収益が減価償却等に要する費用を上回るまでに一定期間を要しますが、借入金の償還が進むにつれ借入金利息が減少し費用が軽減されるため、将来的には行政コストもマイナスに転じるものと見込まれます。

なお、政府・地方公共団体の出資金は、適正な料金水準の確保のため、借入金の金利負担を軽減することを目的に充当されているものです。

4 子会社・関連会社

(1) 子会社・関連会社の判定

行政コスト計算書作成指針に従い、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」(平成10年12月8日 日本公認会計士協会監査委員会報告第60号)を基準として、連結対象子会社・関連会社を判定しています(取引高等は原則としてH17.3月期・役員はH17.3末時点の状況により判定)。

なお、阪神公団が議決権を所有している会社はありません。

子会社の判定

阪神公団は議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係がある者()が、過半数の議決権を所有し、かつ、次のいずれかの要件に該当する会社

- a) 阪神公団出身者が取締役会等の構成員の過半数を占めている
- b) 重要な財務及び営業等の方針の決定を支配する契約等が存在する
(売上高に占める阪神公団との取引高の割合が50%以上で判定)

a) 4社(4社)

b) 6社(6社)

計 6社(6社) (重複除き・()内は平成15年度)

(注) 昨年度子会社と判定していた1社について、平成16年度における取引高の減少等により、上記基準に該当しないこととなりました。

一方、平成16年度中に設立された1社が、新たに子会社に該当することとなりました。

関連会社の判定

阪神公団は議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係がある者()が、20%以上の議決権を所有し、かつ、次のいずれかの要件に該当する会社

- a) 阪神公団出身者が代表取締役、取締役等の役職に就任している
- b) 重要な営業上又は事業上の取引がある
(売上高に占める阪神公団との取引高の割合が30%以上で判定)

a) 3社(3社)

b) 3社(4社)

計 3社(4社) (重複除き・()内は平成15年度)

(注) 昨年度関連会社と判定していた2社について、平成16年度中に議決権割合に異動が生じたため、上記基準に該当しないこととなりました。また、同じく昨年度関連会社と判定していた1社について、今年度は阪神公団との取引がないため、上記基準に該当しないこととなりました。

一方、昨年度子会社と判定していた上記・(注)の1社及び昨年度「緊密な者」と判定していた1社が上記基準に該当し、関連会社となりました。

「緊密な者」の判定

- ・阪神公団出身者が、取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めている会社
- ・阪神公団出身者が、代表権のある役員として派遣されており、かつ、取締役会その他これに準ずる機関の構成員の相当数(30%~50%)を占めている会社
- ・阪神公団との間の営業取引契約に関し、阪神公団に対する事業依存度が著しく大きい会社(売上高に占める阪神公団との取引高の割合が50%以上で判定)

阪神公団の子会社及び関連会社

No.	会社名	区分	子会社 1		
			ア)	イ) a)	イ) b)
1	(株)エイチエイチエス	収受・ 交管	-		
2	(株)高速道路開発	収受	-	-	
3	(株)コーベックス	収受・ 交管	-	-	
4	(株)サナウィン	収受	-		
5	(株)ベイフレンド	収受	-		
6	(株)阪神パトロール	交管	-		
	6社計		-	4	6

No.	会社名	区分	関連会社 2		
			ア)	イ) a)	イ) b)
1	(株)グローウェイ	収受	-		
2	(株)テクノ阪神	保守	-		
3	(株)技創	調設	-		
	3社計		-	3	3

【区分】

収受：主として料金収受業務を行っている会社
 交管：主として交通管理業務を行っている会社
 保守：主として保守点検業務を行っている会社
 維持：主として維持修繕業務を行っている会社
 調設：主として調査設計業務を行っている会社

1 子会社の判定について

ア) 阪神公団が議決権の50%超を所有する会社

イ) 阪神公団は議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係がある者が、過半数の議決権を所有し、かつ、次のいずれかの要件に該当する会社

- a) 阪神公団出身者が取締役会等の構成員の過半数を占めている
- b) 重要な財務及び営業等の方針の決定を支配する契約等が存在する
(売上高に占める阪神公団との取引高の割合が50%以上で判定)

2 関連会社の判定について

ア) 阪神公団が議決権の20%以上(50%以下)を所有する会社

イ) 阪神公団は議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係がある者が、20%以上の議決権を所有し、かつ、次のいずれかの要件に該当する会社

- a) 阪神公団出身者が代表取締役、取締役等の役職に就任している
- b) 重要な営業上又は事業上の取引がある
(売上高に占める阪神公団との取引高の割合が30%以上で判定)

(注)「(株)阪神パトロール」については、平成17年1月に設立のため、売上高等の算出にあたり、平成17年3月31日現在で本決算に準じた仮決算を実施しています。

(2) 連結に伴う会計処理

子会社及び関連会社との連結決算については、「連結財務諸表原則」(平成9年6月6日企業会計審議会)に準拠して、子会社6社については連結(いわゆるフル連結)を行い、関連会社3社については持分法を適用することにより、連結財務諸表を作成しています。

連結財務諸表は、連結の対象となる企業集団を単一の組織体とみなして、企業集団全体の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を報告するために作成するものとされています。

また、連結附属明細書において、業務概要、阪神公団との関係、役員の名、総売上高と阪神公団の発注高、決算財務諸表等の関係情報をディスクローズしています。

図2 民間企業仮定財務諸表と民間企業仮定連結財務諸表の比較

(単位:億円、()の数値は単体との差額)

損益計算書

民間企業仮定損益計算書		民間企業仮定連結損益計算書	
費用	1,955	費用 (法人税等を含む)	1,962 (+7)
収益	1,813	収益	1,828 (+15)
		損失	3
	損失		137
	142	少数株主利益	2
			3
			(-5)

- 1 子会社の個別財務諸表と合算したうえで、連結グループ内部の取引による売上と費用を相殺消去。
- 2 子会社の利益のうち、外部株主に帰属する利益。(阪神公団は持分ゼロのため、結果的にすべて外部株主に帰属します。)
- 3 親会社(阪神公団)の損失に、未実現利益の消去による影響などを考慮したもの。

貸借対照表

民間企業仮定貸借対照表		民間企業仮定連結貸借対照表	
資産	37,179	資産	37,240 (+61)
負債	38,799	負債	38,806 (+7)
欠損金	7,378	欠損金	7,378
		少数株主持分	2
	資本金		55
	5,758	資本金	5,758

- 1 子会社の個別財務諸表と合算したうえで、連結グループ内部の債権・債務を相殺消去。
- 2 子会社の資本のうち、外部株主に帰属する資本。(阪神公団は持分ゼロのため、結果的にすべて外部株主に帰属します。)
- 3 親会社(阪神公団)の欠損金に、未実現利益の消去による影響などを考慮したもの。

(注)単位未満四捨五入のため、合計と端数において合致しない場合があります。

5 関連公益法人等

関連公益法人等については、行政コスト作成指針に従って、該当する法人等を判定し、連結附属明細書において、業務概要、阪神公団との関係、役員の氏名、総売上高と阪神公団の発注高、決算財務諸表等の関係情報をディスクローズしています。

(1) 関連公益法人の判定

役員のうち、阪神公団出身者の占める割合が1/3以上 5法人(5法人)
 売上高に占める阪神公団の発注額が1/3以上 3法人(3法人)
 計 5法人(5法人) (重複除き・()内は平成15年度)

(2) 関連公益法人の子会社・関連会社の判定

(「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い(平成10年12月8日 日本公認会計士協会監査委員会報告第60号)」を基準として判定)

関連公益法人の子会社

該当なし (該当なし) (()内は平成15年度) 判定基準については、阪神公団の子会社の判定基準と同様

関連公益法人の関連会社

1 社 (該当なし) (()内は平成15年度) 判定基準については、阪神公団の関連会社の判定基準と同様

	会社名	区分	関連公益法人		【区分】 調査:主として調査研究業務を行っている公益法人 管理:主として道路の高架下用地の管理業務を行っている公益法人 維持:主として維持修繕業務を行っている会社 保守:主として保守点検業務を行っている会社 調設:主として調査設計業務を行っている会社
			ア)	イ)	
1	(財)阪神高速道路管理技術センター	調査			1 関連公益法人の判定について ア) 役員のうち、阪神公団出身者の占める割合が1/3以上 イ) 売上高に占める阪神公団の発注額が1/3以上
2	(財)阪神高速道路補償センター	調査			
3	(社)阪神有料道路サービス協会	調査			
4	(財)阪神高速道路協会	管理		-	
5	(財)阪神高速道路利用協会	管理		-	
	5法人計		5	3	

	会社名	区分	関連公益法人の関連会社			2 関連会社の判定について ・阪神公団の関連会社の判定基準と同様 ・左記の会社は、阪神公団の関連会社と重複
			ア)	イ) - a)	イ) - b)	
1	(株)技創	調設	-	-		
	1法人計		-	-	1	

阪神高速道路公団の子会社・関連会社(9社)の概要
(平成16年度行政コスト計算書より)

1. 子会社・関連会社の判定

民間企業で用いられている判定基準である、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」(平成10年12月8日 日本公認会計士協会監査委員会報告第60号)により判定した。その業務内容は、料金収受、交通管理、保守点検、調査設計等である。

子会社	6社
関連会社	3社
計	9社

なお、いずれの会社も阪神公団との出資関係はない。

(平成15年度)

子会社	6社
関連会社	4社
計	10社

2. 子会社、関連会社の概要(平成16年度)

- (1) 当期利益の合計
1,039百万円 (1社平均 115百万円)
- (2) 剰余金の合計
5,442百万円 (1社平均 604百万円)
- (3) 売上高に占める阪神公団との取引高
11,376百万円中 10,717百万円(94%)
- (4) 阪神公団出身者が社長に就任している会社
9社中 6社(66%)
- (5) 阪神公団出身の役員数
45人中 18人(40%)

(平成15年度)

当期利益	6百万円(1社平均 0百万円)
剰余金	6,901百万円(1社平均690百万円)
売上高	11,582百万円中 10,738百万円 (92%)
阪神公団出身者が社長	10社中 6社(60%)
阪神公団出身の役員数	58人中 24人(41%)

役員状況については、平成17年6月末時点のものである。

附属明細書概要

・ 子会社(これらの会社には、阪神公団との資本関係はない。)

(財務状況については、特記がない限り平成17年3月期決算。役員状況は、平成17年6月末現在。)

	会社名	主な業務概要	役員状況							資本状況	売上状況			その他の財務諸表項目			
			社長が 阪神公団 出身者	代表者が 阪神公団 出身者	役員数	取締役数		資本金 (百万円)	売上高(百万円)		その他の財務諸表項目						
						うち阪神公団			うち阪神公団との 取引額	比率	経常損益	当期損益	剰余金				
						出身者	比率							出身者	比率		
1	(株)エイチエィエス	料金收受・交通管理業務			6	3	50.0%	5	3	60.0%	40	1,795	1,759	98.0%	247	32	968
2	(株)高速道路開発	料金收受業務			5	2	40.0%	4	2	50.0%	40	2,026	1,961	96.8%	51	765	876
3	(株)コーベックス	料金收受・交通管理業務			6	2	33.3%	4	2	50.0%	14	1,723	1,703	98.8%	76	223	569
4	(株)サナウイン	料金收受業務			5	2	40.0%	4	2	50.0%	20	1,451	1,449	99.9%	68	138	966
5	(株)ベイフレンド	料金收受業務			6	2	33.3%	4	2	50.0%	42	1,953	1,606	82.2%	37	7	532
6	(株)阪神パトロール	交通管理業務			4	2	50.0%	3	2	66.7%	10	330	330	100.0%	86	40	40
	子会社計	6社	4/6	4/6	32	13	40.6%	24	13	54.2%	166	9,279	8,811	95.0%	430	1,047	3,954
	(1社平均)				5	2		4	2		27	1,546	1,468		71	174	659

・ 「(株)ベイフレンド」の売上高については、他の子会社との比較を重視し、回数通行券売上と回数通行券売上原価を相殺しているため、損益計算書とは一致しない。
 ・ 「(株)阪神パトロール」については、平成17年1月に設立されたため、本決算を行っていないことから、売上高等の算出にあたり仮決算を実施している。

・ 関連会社(これらの会社には、阪神公団との資本関係はない。)

(財務状況については、特記がない限り平成17年3月期決算。役員状況は、平成17年6月末現在。)

	会社名	主な業務概要	役員状況							資本状況	売上状況			その他の財務諸表項目			
			社長が 阪神公団 出身者	代表者が 阪神公団 出身者	役員数	取締役数		資本金 (百万円)	売上高(百万円)		その他の財務諸表項目						
						うち阪神公団			うち阪神公団との 取引額	比率	経常損益	当期損益	剰余金				
						出身者	比率							出身者	比率		
1	(株)グローウェイ	料金收受業務			5	1	20.0%	4	1	25.0%	43	1,422	1,421	99.9%	26	14	1,111
2	(株)テクノ阪神	保守点検業務			4	2	50.0%	3	2	66.7%	20	513	410	79.9%	14	7	271
3	(株)技創	調査設計等業務			4	2	50.0%	3	2	66.7%	10	160	74	46.3%	14	15	104
	関連会社計	3社	2/3	2/3	13	5	38.5%	10	5	50.0%	73	2,096	1,906	90.9%	26	7	1,487
	(1社平均)				4	2		3	2		24	698	635		8	2	495
	子会社・関連会社計	9社	6/9	6/9	45	18	40.0%	34	18	52.9%	239	11,376	10,717	94.2%	457	1,039	5,442
	(1社平均)				5	2		4	2		26	1,264	1,190		50	115	604

・ 「(株)グローウェイ」の財務状況については、H16.2.1～H17.1.31で計上。

剰余金の欄は、各社の資本合計額から資本金と法定準備金(資本準備金と利益準備金)を控除した金額を計上。
 単位未満を切り捨てているため、合計とは端数において合致しない場合がある。

附属明細書概要

関連公益法人

(財務状況については、特記がない限り平成17年3月期決算。役員状況は、平成17年6月末現在。)

	会社名	主な業務概要	役員状況						資本状況	収入状況			その他の財務諸表項目		
			代表者が 阪神公団 出身者	役員数		理事数		基本金 (百万円)	事業収入(百万円)			当期正味財 産増減額	正味財産		
				うち阪神公団 出身者	比率	うち阪神公団 出身者	比率		うち阪神公団との 取引額	比率					
1	(財) 阪神高速道路管理技術センター	調査研究業務		11	4	36.4%	9	3	33.3%	100	4,197	4,104	97.8%	42	3,360
2	(財) 阪神高速道路補償センター	調査研究業務		9	3	33.3%	7	3	42.9%	190	1,142	1,142	100.0%	1	1,096
3	(社) 阪神有料道路サービス協会	道路利用者広報業務		12	7	58.3%	10	6	60.0%	-	550	358	65.1%	50	791
4	(財) 阪神高速道路協会	休憩施設管理・運営業務		9	5	55.6%	7	3	42.9%	240	1,287	101	7.8%	38	1,396
5	(財) 阪神高速道路利用協会	休憩施設管理・運営業務		6	2	33.3%	4	2	50.0%	25	598	107	17.9%	31	429
	関連公益法人計	5社	5/5	47	21	44.7%	37	17	45.9%	555	7,776	5,813	74.8%	160	7,074
	(1社平均)			9	4		7	3		111	1,555	1,162		32	1,414

・「(財) 阪神高速道路協会」の財務状況については、消費税込みの金額である。
単位未満を切り捨てているため、合計とは端数において合致しない場合がある。